

ちゅうおう

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給します。

支給対象

次の(1)・(2)のいずれかに該当する世帯

(1)住民税非課税世帯

令和3年12月10日(基準日)において、中央区の住民基本台帳に登録されており、世帯員全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯(条例により住民税均等割が免除されている世帯や生活保護世帯を含む)

(2)家計急変世帯

令和3年1月から令和4年9月30日までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税相当水準となった世帯(別表のとおり)

◎(1)・(2)ともに、一人暮らしの学生など、住民税が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯は対象となりません。

別表 非課税相当額参考(年収換算)

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	100.0万円	45万円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	156.0万円	101万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	205.7万円	136万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	255.7万円	171万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	305.7万円	206万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135万円

◎支給対象の判定方法や申請時に必要な書類など、詳しくは1月31日から順次送付しているご案内をご確認ください。

支給額

1世帯当たり10万円

◎1世帯1回限り。(1)と(2)の重複支給はできません。

申請方法など

(1)住民税非課税世帯

対象世帯には、支給要件確認書、ご案内兼書き方見本、返信用封筒を順次送付しています。確認書に記載された内容(氏名、住所、支給口座など)を確認の上、必要事項を記入し返信用封筒で返送してください。その後書類を確認し、支給決定や振込日を通知します。

◎対象と思われる世帯で、2月下旬までに確認書が届いていない場合は、中央区臨時特別給付金コールセンターにお問い合わせください。

提出期限

確認書の発行日(確認書の右上に記載)から3カ月以内

- ◎確認書の提出がない場合、支給できません。
- ◎住民税の申告がお済みでない方にも確認書をお送りしています。課税相当の収入がある方が世帯の中にいる場合は対象外となりますので、確認書などの返送はしないようお願いします。

(2)家計急変世帯

申請日時時点で住民票のある自治体へ申請が必要です。

対象と思われる方は、中央区臨時特別給付金コールセンターに電話でお申し込みください。申請書類を郵送します。

- ◎申請書類は区のホームページからダウンロードできる他、区役所1階臨時特別給付金専用窓口、4階生活支援課、日本橋・月島特別出張所などで配布しています。

申込先

〒104-8404

中央区築地1-1-1

中央区住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当

申請期限

令和4年9月30日(消印有効)

配偶者やその親族からの暴力(DV)などを理由に避難されている方へ

DVなどを理由に中央区に避難中の方も、本給付金をご自身で受給できる可能性があります。住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、中央区から受給することができます。給付金を受給するためには、中央区での手続きが必要です。詳しくは、中央区臨時特別給付金コールセンターにお問い合わせください。

☎ 中央区臨時特別給付金コールセンター

☎(3546)5657

- ・中央区臨時特別給付金専用窓口(区役所1階)
(受付時間(共通):平日午前8時30分~午後5時、水曜日は午後7時まで)
- ・内閣府コールセンター(制度に関する問い合わせ先)

☎(0120)526145

(受付時間:午前9時~午後8時(毎日))

⚠️振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯・ひとり親世帯以外分)

申請期限が迫っています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的負担が大きい子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(対象児童1人につき5万円)を支給しています。

申請期限が迫っていますので、申請が必要な方はお早めに申請をしてください。期限を過ぎると給付金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

申請期限

- ・ひとり親世帯分
2月28日(必着)
- ・ひとり親世帯以外分
3月15日(必着)
- ◎ひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の両方を受給することはできません。

申請方法

- 申請書(請求書)、添付書類を郵送または区役所6階子育て支援課窓口にて持参して申し込む。
- ◎申請書(請求書)は区のホームページからダウンロードできる他、子育て支援課で配布します。
- ◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

☎ひとり親世帯分

https://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/teate/_user.html



☎ひとり親世帯以外分

https://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/teate/sonotakyuhu.html



☎104-8404

中央区築地1-1-1

子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

凡例

問い合わせ(申込)先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

掲載のイベントについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、内容を変更または中止とする場合があります。

2022年度中央区民カレッジ

新1年生募集

区民の皆さんの生涯学習の機会として、3年間(生涯学習サポーター養成コースのみ1年間)を通してじっくり学ぶ「中央区民カレッジ」の新1年生を募集します。

まなびのコース

中央区の文化や歴史を学ぶ講座や民間の生涯学習機関と連携した講座など、年間約70の講座の中から、自由に選択できるコースです。

シニアコース

60歳を過ぎ、これからの人生の楽しみ方を探している方にお勧めのコースです。

同世代の仲間と共に学び合いながら、新しい自分を発見してみませんか。

生涯学習サポーター養成コース(1年間)

学んだことを地域に生かす地域活動の実践コースです。2022年度は「まち案内ボランティア講座」で、まち

案内の心得や技術を学び、コース修了後は、仲間と共にまち案内ボランティアとして活躍していただくことが目標です。

共通

内容など

別表、別図のとおり

申し込み方法

2月25日(必着)までにはがきに①希望するコース名②氏名③ふりがな④年齢⑤住所⑥電話番号⑦在勤・在学者は勤務先・通学先の名称・所在地・電話番号を記入して、☎へ郵送または区のホームページの電子申請から申し込む。

◎申し込み多数の場合は、区内在住者を優先の上、抽選します。

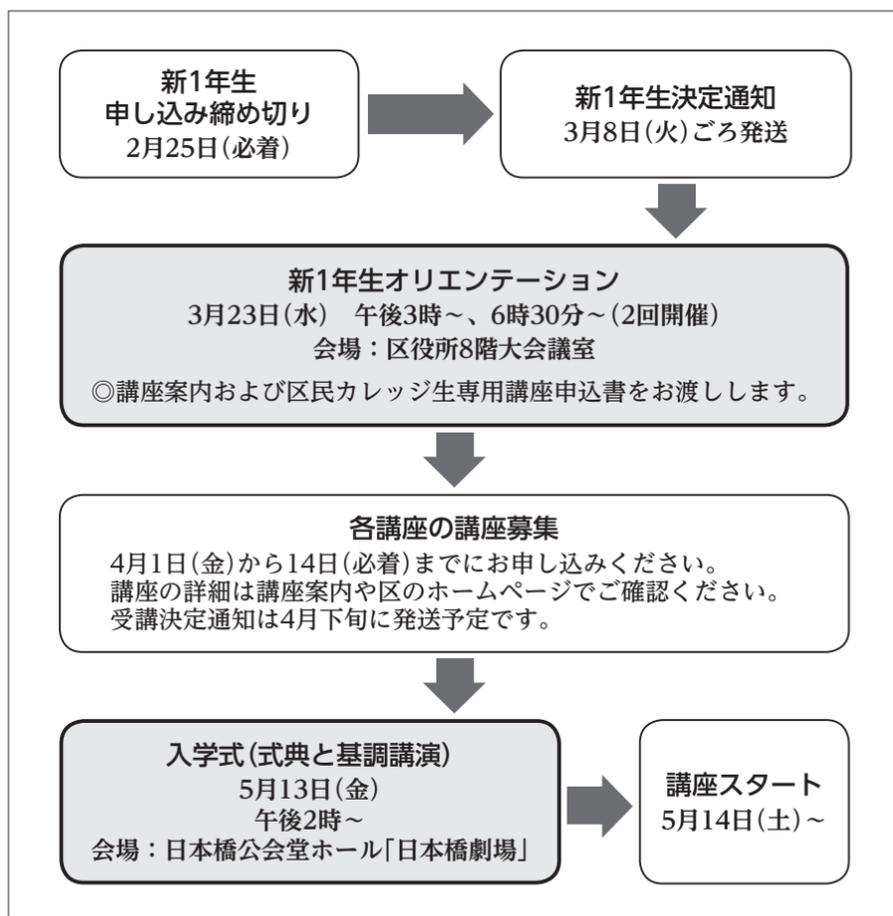
☎〒104-8404

中央区築地1-1-1

文化・生涯学習課生涯学習係

☎(3546)5525

別図 申し込みから受講までの流れ



コース名	まなびのコース	シニアコース	生涯学習サポーター養成コース
対象	18歳以上の区内在住・在勤・在学者	60歳以上の区内在住者	18歳以上の区内在住・在勤・在学者
定員	60人	35人	20人
内容	1～3年生：共通で以下の講座 ・きほんの講座 カレッジデビュー、生涯学習基礎講座、画廊めぐり、文楽、狂言、経済など ・趣味の講座 音楽、料理、エクササイズなど多彩な趣味の講座 ・連携講座 区内の大学や企業、アンテナショップなどのさまざまな連携先の持ち味を生かした講座	1年生：総合学習(必修) 火曜日 午後2時30分～4時30分 年間20回(前期・後期各10回) 地域の歴史や文化、芸術、健康・環境問題、区内探訪などの多様なテーマを学ぶ必修講座 2・3年生：クラブ学習(必修) 前期：火曜日または金曜日 後期：火曜日または木曜日 午後2時～4時 年間2クラブ(各10回)を選択 デジタルカメラ、水彩画、古典、体操、篆刻、コース、フラワーアレンジメントなど実技や教養のクラブ	まち案内ボランティア講座(必修) 金曜日 午前10時～正午 年間15回(月2回程度) 歴史や文化の宝庫である中央区のまちを案内するボランティアになることを目指します。講義に際しては、座学だけではなく、現役のボランティアガイドの方も多数参加し、実際のガイド体験に基づいたアドバイスをします。
受講料	500円～7,000円以内 ◎講座によって異なります。詳しくは講座案内をご確認ください。	1講座(全10回) 2,000円	1講座(全15回) 3,000円
特典	まなびのコースの講座を前・後期各1講座とカレッジデビュー講座を優先的に選択可能です。 講座案内と、ご希望の講座をまとめてお申し込みできる“区民カレッジ生専用講座申込書”をお渡します。	コースの講座以外に、まなびのコースの講座を年間1講座(趣味の講座は除く)優先的に選択可能です。	コースの必修講座以外に、まなびのコースの講座を前・後期各1講座(趣味の講座は除く)と生涯学習基礎講座を優先的に選択可能です。
修了単位(1回出席で1単位)	3年間で40単位以上取得で修了		必修講座の7割以上の出席が必要です。

◎年齢の基準日は原則として令和4年4月1日とします。

第20回 果樹王国ひがしね さくらんぼ マラソン大会

参加者に中央区オリジナルTシャツを贈呈

東北随一の規模を誇るマラソン大会で、中央区民ランナーのオリジナルTシャツを着て、友好都市東根市民の皆さんとの交流を深めるとともに、爽やかな汗を流してみませんか。

対象

区内在住・在勤・在学のさくらんぼマラソン大会参加者

定員

50人(申し込み多数の場合は抽選)

申し込み方法

2月15日(火)より開始予定(※)のさくらんぼマラソン大会への申し込みを事前に完了させた上、4月15日(必着)までに所定の申込書に必要事項を記入し、マラソン大会の参加申し込みを証明するもの(大会エントリー領収書または完了メールの写し

など)を必ず添付し、郵送、ファクスまたは直接持参して申し込む。

◎在勤・在学者は社員証や学生証の写しなど、在勤・在学が確認できるものも添付してください。

◎申込書はさくらんぼマラソン大会の案内パンフレットとともに区役所および日本橋・月島特別出張所などで配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

(※)開催の可否については、2月上旬に、右記公式ホームページでお知らせします。

さくらんぼマラソン大会概要

日時

6月5日(日)
午前7時20分～12時30分

実施場所

山形県東根市

種目

ハーフマラソンの部、5kmの部、3kmの部、ファミリーの部

◎申込期間・方法などについて詳しくは、大会ホームページおよび案内パンフレットをご確認ください。

◎大会の参加費用は自己負担です。

☎・Tシャツの贈呈について

〒104-8404

中央区築地1-1-1

地域振興課地域事業係

☎(3546)5339

FAX(3546)2097

・さくらんぼマラソン大会について果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会実行委員会(東根市ブランド戦略推進課内)

☎0237(43)1158

☎さくらんぼマラソン大会公式ホームページ

https://www.sakura

nbo-m.jp/



全国瞬時警報システム(Jアラート) 全国一斉試験放送の実施

防災行政無線(屋外スピーカー)と緊急告知ラジオを活用し、全国瞬時警報システム(Jアラート)の起動確認のための試験放送を区内全域で実施します。ご理解、ご協力をお願いします。

実施日時

2月16日(水)
午前11時ごろ(全国一斉実施)

放送内容

「これはJアラートのテストです」を3回、「こちらはぼうさいちゅうおうです」を1回放送します。

◎携帯電話への緊急速報メールは配信されません。

☎危機管理課危機管理担当

☎(3546)5087

凡例 問い合わせ先(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

区のおしらせ



区の公式 SNSなど



障害者ポッチャ大会に向けた交流会

ポッチャの魅力を発見・体験していただくため、障害のある方を対象とした交流会を開催します。

日時 3月13日(日) 午後1時～4時

会場 総合スポーツセンター主競技場 対象

区内在住・在勤・在学の障害のある方とその家族、同伴者など ◎介助が必要な方はご家族の方などの同伴をお願いします(同伴される方も一緒に楽しむことができます)。

内容 講師による実技披露・試合形式によるポッチャの実践 ◎試合は1チーム3人で行います。 ◎申し込みは1チーム最大5人まで可能です(1人での申し込みも可)。 ◎1、2人で申し込みされる方は当日区でチームの調整をさせていただきます。 ゲスト 日本ポッチャ協会強化指定選手(BC2クラス) 佐藤 駿 定員 60人(先着順) 費用

無料 持ち物 室内用運動靴 申し込み方法 2月2日(水)から15日(火)までに電話またはファクスで①障害者ポッチャ大会に向けた交流会②代表者(競技に参加される方)の氏名・ふりがな③郵便番号、住所④電話番号⑤年齢⑥障害の種類⑦参加者(代表者と一緒のチームで競技に参加される方)の氏名・ふりがな、年齢、障害の種類⑧同伴者(競技に参加しないが、一緒に来場される方)の氏名・ふりがなを記入して申し込む。 ◎新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒・検温などを行い、安全に留意して実施します。

◎申込用紙は、区役所8階スポーツ課窓口で配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。 ◎運動制限を受けている方は主治医に相談の上、ご参加ください。 ◎当日は手話通訳者・要約筆記者を配置します。 ◎傷害保険は区が加入します。 ◎参加のご案内は、代表者宛てに送付します。 ◎「障害者ポッチャ大会」については、詳細が決まり次第、「区のおしらせ ちゅうおう」などでお知らせします。 ☎スポーツ課スポーツ事業係 ☎(3546)5531 FAX(3546)9561

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」入居者募集

知的障害のある方の地域生活を援助するグループホームの入居者を募集します。

入居の資格 区内に住所を有する愛の手帳所持者で、就労または日中活動系サービスを利用して、自立した地域生活を送る上でグループホームでの援助が必要な方 ◎居住地特例の方が入居希望の場合は、☎に事前にご連絡ください。

援助の内容 家事などの日常生活上の支援、食事や入浴・排せつなどの介護を併せて提供します。

募集人員 1人(3月下旬から入居予定) 費用 ・家賃 月額48,000円 ・光熱水費 月額3,600円 ・食事代など 実費相当額 この他、援助サービスの利用料として、所得に応じた一定額の負担があります。

申し込み方法 2月21日(月)までに下記申込先へEメール、電話またはファクスで申し込む(氏名・住所・日中連絡先をお知らせください)。 日時を調整し、個人面談を実施します。 入居者の決定 就労や所得状況、自立の程度などを個人面談でお伺いした上で、決定します。 結果は、申込者全員に連絡します。 申込・提出先 〒104-0031 中央区京橋2-6-7 フレンドハウス京橋 ☎(3561)6327 FAX(3561)6327 Efriendhouse@ikuseikai-ky.or.jp ☎障害者福祉課相談支援係 ☎(3546)6032 FAX(3544)0505

子ども発達支援センター 放課後等デイサービス利用案内

「放課後等デイサービス」とは、放課後や夏休みなどに障害児の居場所づくりの支援を行うサービスです。

実施日時 月～土曜日(祝日・休日、年末年始を除く) ・平日(学校実施日) 放課後～午後7時 ・土曜日、夏・冬・春休み 午前9時～午後6時 ・その他の学校休業日 午前9時～午後7時

実施場所 子ども発達支援センターゆりのき内 対象 日中において特別に支援が必要な区内在住の小学生から高校生までの障害児(医療的ケアが必要な障害児を除く) 定員 1日20人 利用料 無料 ◎昼食などの実費がかかります。 利用受け付け

利用したい日が属する月の2カ月前の1日から受け付けます(例：4月分の利用は2月1日から受け付け開始)。 ◎初日は、来所、メールまたはファクスでお申し込みください(受付時間は午前9時～午後6時)。2日目以降は電話での申し込みも可能です。 ◎申し込みに当たっては、事前に手続きが必要です。あらかじめ区役所4階障害者福祉課で「障害児通所支援給付費」の支給決定を受け、発行された通所受給者証と印鑑を持参して申し込んでください。 ◎送迎サービスを行っています。利用に当たっては、お問い合わせください。 ◎初めて利用する方は、事前にご連絡ください。 ☎子ども発達支援センター放課後等デイサービス ☎(6278)8642 FAX(6278)8643 Echuo_itijiazukari@ikuseikai-ky.or.jp

令和4年度 子どもの居場所「プレディ」利用登録児童の募集

「プレディ」は、別表のとおり小学校内に開設し、保護者の就労状況に関係なく、放課後や土曜日などに安全に安心して過ごせる子どもの居場所です。

対象 区立小学校の在籍児童または区内に住所を有する小学校児童 ◎新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から利用条件を設けます。詳しくは区のホームページをご覧ください。

利用できるプレディ ・在籍する小学校(以下「在籍校」という)にプレディがある児童は、在籍校のプレディ ・在籍校と、住所を有する通学区域の小学校(以下「指定校」という)の双方にプレディがある場合は、プレディの利用はいずれか一方 ・在籍校にプレディがなく、指定校にプレディがある場合は指定校のプレディ ・在籍校と指定校の双方にプレディがない児童については、プレディ

設置校の中から1プレディを選択 開設時間 ・月～金曜日 プレディ設置校の放課後～午後5時(保護者の就労など特別な事情があるときは、午後7時30分まで) ・春・夏・冬休みなどの月～金曜日 午前8時30分～午後5時(保護者の就労など特別な事情があるときは、午後7時30分まで) ・土曜日 午前8時30分～午後5時(保護者の就労など特別な事情があるときは、午後6時まで) ◎日曜日、祝日・休日、年末年始はお休みです。 ◎午後5時以降の延長利用については、保護者全員の勤務証明書などの提出および午後5時以降に利用する児童の保護者が運営するおやつ会の入会が必要です。 ◎午後6時以降の延長利用については、利用料の負担および児童の引き取りが必要です。 活動内容

・フリータイム 自主的な遊び、スポーツ、読書、自習学習支援など ・各種教室 スポーツ教室、体験教室など 費用 無料 ◎傷害・賠償責任保険料600円と各種教室の材料費などの実費は保護者負担です。 ◎午後6時以降の利用は、1回400円、月の利用料が5,000円を超えた場合は5,000円です。 申込期間(4月1日からの利用を希望する場合) 2月1日(火)～28日(月)(日曜日、祝日・休日を除く) 別表 プレディ設置校

◎始業式以降からの利用は随時受け付けます。 申し込み方法 各プレディにある利用登録申込書に記入し、保険料600円を添えて直接プレディに申し込む。 ◎申込書は区のホームページからダウンロードすることもできます。 ◎令和3年度利用登録申し込み済みの場合でも改めて登録が必要です。 ◎区立の学童クラブと重複して登録することはできません。 ◎詳しくは☎または各プレディにお問い合わせください。 ☎教育委員会事務局庶務課プレディ事業係 ☎(3546)5690

名称	所在地・電話番号	名称	所在地・電話番号
プレディ中央(中央小学校内)	湊1-4-1 ☎(3551)0522	プレディ久松(久松小学校内)	日本橋久松町7-2 ☎(3663)7045
プレディ明石(明石小学校内)	明石町1-15 ☎(3544)2860	プレディ佃島(佃島小学校内)	佃2-3-1 ☎(3536)7041
プレディ京築(京橋築地小学校内)	築地2-13-1 ☎(3545)2843	プレディ月一(月島第一小学校内)	月島4-15-1 ☎(3531)4746
プレディ明正(明正小学校内)	新川2-13-4 ☎(3551)3673	プレディ月二(月島第二小学校内)	勝どき1-12-2 ☎(3531)1045
プレディ日本橋(日本橋小学校内)	日本橋人形町1-1-17 ☎(3668)2331	プレディ月三(月島第三小学校内)	晴海1-4-1 ☎(3531)7251
プレディ有馬(有馬小学校内)	日本橋蛸殻町2-10-23 ☎(3666)3960	プレディ豊海(豊海小学校内)	豊海町3-1 ☎(3534)1300

令和3年分確定申告

申告書の提出および納付期限

所得税および復興特別所得税

3月15日(火)
(振替納税は4月21日(木))

贈与税

3月15日(火)
(振替納税はご利用できません)

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(木)
(振替納税は4月26日(火))

申告書作成会場

開設期間

2月16日(水)～3月15日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

◎ただし、2月20日および27日の日曜日は、開場します。

受付時間

午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)

◎混雑回避のため、「入場整理券」を配布します。入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEにより事前に入手することができます。

◎入場整理券の配布状況に応じて、受け付けを早く締め切る場合があります。

会場

東京国税局1階(築地5-3-1)

◎当該期間中は、日本橋・京橋税務署では、申告書の作成・相談は行いません。

内容

所得税および復興特別所得税、個

人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告相談

日本橋・京橋税務署での申告相談

2月15日以前でも、日本橋・京橋税務署では年金受給者や還付申告をされる方、また譲渡所得・贈与税がある方を対象とした申告相談を行っていますので、ぜひご利用ください(混雑状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります)。

e-Tax申告

ご自宅からパソコンやスマートフォン(スマホ)で申告できるe-Taxをぜひご利用ください。

スマホでの申告がさらに便利になりました

- ・スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。
- ・スマホ専用画面の対象範囲が拡大し、「特定口座年間取引報告書」の内容や「上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)」もスマホで申告ができます。

振替納税(口座引き落とし)

振替納税の申し込みをすることで、毎年確定申告などに係る国税を口座引き落としにより納付する方法です。

振替納税を利用する場合には、事前に税務署または希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありますが、昨年からお手持

ちのパソコンやスマートフォンを使ってオンライン(e-Tax)での簡単な操作で提出することもできるようになりました。こちら



税務署の代表電話から音声案内で0番を選択してください。

日本橋税務署 ☎(3663)8451
京橋税務署 ☎(4434)0011

国税庁

<https://www.nta.go.jp/>

税理士会による無料申告相談

税理士による無料申告相談を行います(別表1のとおり)。

◎相談会場では、混雑回避のため、オンラインまたは電話による「事前申し込み」を受け付けています

別表1

日時	2月7日(月)～14日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	1月27日(木)～2月7日(月) (土・日曜日を除く)
	午前9時30分～正午(受付は午前11時まで) 午後1時～5時(受付は午後4時まで)	
会場	日本橋公会堂2階集会室	月島区民センター1階会議室
主催	日本橋税務署	京橋税務署
受託	東京税理士会日本橋支部	東京税理士会京橋支部

別表2

	事前申し込み	日本橋税務署管内の方	京橋税務署管内の方
オンライン	サイト		
電話	専用番号	☎(0570)006573	☎(0570)006574
	受付時間	平日午前9時～午後6時	
	留意事項	オペレーターに「管轄の税務署」、「希望の相談日時」、「相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。なお、「事前申し込み専用番号」以外での電話申し込みは受け付けていません。	

(別表2のとおり)。

◎土地・建物および株式の譲渡所得のある場合や、相続税・贈与税の相談は行っておりません。

◎申告書や届出書の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

[提出先]

・日本橋税務署 〒103-8551
日本橋堀留町2-6-9
・京橋税務署 〒104-8557
新富2-6-1

東京税理士会日本橋支部

☎(3662)3979
東京税理士会京橋支部 ☎(3553)1788

凡例 問い合わせ先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

令和4年度分 個人の特別区民税・都民税の申告

令和4年1月1日現在、中央区に住所を有し、令和3年1月1日から12月31日までに所得のあった方は、3月15日(火)までに申告してください。

また、公的年金などの収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の場合は確定申告が不要とされています。この場合であっても、住民税の申告は必要となる場合があります。

ます。

申告の必要がない方

- ・給与所得のみで支払者から給与支払報告書が区に提出されている方
- ・税務署に所得税の令和3年分確定申告をする方

◎区に申告する必要があると思われる方には、2月中旬に申告書など

をお送りします。

◎区内に住所を有しない方で、令和4年1月1日現在、区内に事務所、事業所または家屋敷を有している方は住民税の均等割の課税対象となります。

区税務課課税係

☎(3546)5270

令和4年度から適用される 個人住民税の主な改正

住宅借入金等特別控除の延長等に伴う措置(別図のとおり)

住宅借入金等特別控除の適用期間が延長され、住宅の取得等(※1)をし、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方が対象とされました。また、この延長した期間において面積要件が緩和され、40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等(※2)が対象とされました。

(※1)対価または費用の額に含まれる消費税額等が10%で、当該住宅の取得等に係る契約が、新築(注文住宅)の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、分譲住宅・中古住宅の取得・増改築等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に締結されたものに限り、(※2)この場合、合計所得金額が1,000万円以下の年分が適用対象となります。

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において、特定配当等

および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで手続きが完結するよう、確定申告書の様式が変更されました。

別図

	令和元(2019)年	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引き上げ(10%)		注文住宅は令和2年10月から 令和3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは 令和2年12月から 令和3年11月末まで	令和4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 措置の弾力化		注文住宅は 令和2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは 令和2年11月末まで	令和3年末までの入居 控除期間 13年	面積要件 =50㎡以上
消費税率10% 引き上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		令和2年末までの入居 控除期間 13年		
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引き上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		令和3年末までの入居 控除期間 10年	

退職所得課税の適正化

令和4年1月1日以後に、勤続年数5年以下で、法人役員等以外の方が支払いを受ける退職手当等について、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税の適用から除外されました。

子育てに係る助成等の非課税措置

保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とされました。対象範囲は、子育てに係る施設・サービス(ベビーシッター、認可外保育園施設等、一時預かり・病児保育などの子を預ける施設)の利用料に対する助成です。

区税務課課税係

☎(3546)5270

情報コーナー

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などにご協力をお願いします。

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

- ①講座名など
②氏名・ふりがな
③〒・住所
④電話番号
⑤年齢
⑥その他必要事項

● 罫に〒・住所が記載されていない場合の宛先は 〒104-8404 築地1-1-1中央区役所 ○○課○○係(罫の宛名)
● 「電子申請も可」と記載されているものは 区のホームページの電子申請から申し込みも可能

保健・医療・福祉

企業の障害者雇用を支援します

中央区障害者就労支援センターでは、専任のコーディネーターが障害のある方の就労や生活に関する支援を行う他、障害者雇用を推進する企業の相談に応じ、制度や障害特性などの情報提供や助言を行っています。また、障害者雇用に関するセミナーを開催しています。

【利用日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

【利用方法】 ご相談の際は事前に電話・メールでご連絡ください。

- 【こんな時に利用できます】
・障害者雇用を進めたいが、どのように進めたらよいか分からない
・雇用する上でどのような配慮をすればよいか
・障害のことがよく分からない。障害特性とは何だろう
・仕事はできるけど生活面が心配

【費用】 無料
【問い合わせ先】 中央区障害者就労支援センター
☎(3865)3889
FAX(3865)3662
Ework@shakyo-chuo-city.jp

講座・催し物

高齢者向けパソコン教室 ～ゆっくり楽しくチャレンジ～

【便利なインターネットコース】

【日時】 3月8日(火)～10日(木) 計3回 午前9時30分～11時30分

【内容】 インターネット検索の便利な活用方法と安全な使い方を学びます。



【費用】 3,000円
【テキスト代は別で、FOM出版「初心者のためのパソコン入門(Windows10)」(1,100円)を使用します。

【Excelを使ってみようコース】

【日時】 3月15日(火)～17日(木)、22日(火)～24日(木) 計6回 午前9時30分～11時30分

【内容】 表計算ソフト「Excel2016」を使って、セルや計算式の入力、計算表作りなど、基礎と活用方法を学びます。

【費用】 6,000円
【テキスト代は別で、FOM出版「初心者のためのExcel2016」(1,320円)を使用します。

【共通】

【会場】 シルバー人材センター 2階パソコ

【対】 60歳以上で、簡単な文字入力のできる方

【講師】 シルバー人材センターの会員
【定】 各コース10人(申し込み多数の場合は抽選)

【申】 2月10日(必着)までに往復はがきに①コース名②～⑤(5面記入例参照)⑥普段使っているパソコンの機種名⑦申し込み理由を記入して申し込む。

- 1枚のはがきで両コースの申し込みができます。
● 以前に受講された方も申し込むことができます。
● 当選者は、当選はがきで指定された口座に受講料をお振り込みください。期日を過ぎた場合は、補欠の方に受講の資格が移ります。
● パソコンのOSはWindows10です。

【問】 〒104-0032 中央区八丁堀3-17-9京華スクエア1階 中央区シルバー人材センター ☎(3551)2700

高齢者合同就職面接会 ～高齢者の就労を支援します～

【日時】 2月25日(金) 午後0時40分～4時
【会場】 産業会館 2階展示室

【対】 おおむね55歳以上の方
【内】 希望する企業と面接ができます。
● 企業説明や相談のみも可能です。



【定】 60人程度(先着順)
【参加企業数】 6社(各社10人まで)
● 事前に最寄りのハローワークで予約をする必要があります。

【費用】 無料
【持ち物】 ハローワークからの紹介状、履歴書(写真貼付のもの)・職務経歴書
● 求人情報は、2月9日(水)からハローワーク飯田橋およびシルバーワーク中央のホームページで公開します。

● 詳しくはお問い合わせください。
【問】 ハローワーク飯田橋事業所第二部門 ☎(3812)8609 (部門コード32#) 高齢者福祉課高齢者活動支援係 ☎(3546)5334 シルバーワーク中央 ☎(3551)9200
【HP】 ・ハローワーク飯田橋 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html
・シルバーワーク中央 http://sw-chuo.com/

4月からのさわやか健康教室

【日時など】 別表1のとおり
【対】 区内在住で、運動機能などの生活機能が低下していない60歳以上の健康な方(要介護・要支援認定を受けている方を除く)

● 生活機能の低下は、厚生労働省作成の「基本チェックリスト」を基に判定します。
【内】 問診、血圧測定実施後、高齢者向けのトレーニングマシンを使ったトレーニングや、口腔ケア・栄養改善のミニ講座を行います。運動指導員の指導の下、受講者の状態に合わせたトレーニング計画を作成しますので、初めての方でも安心して受講できます。

【費用】 無料
【申】 2月18日(消印有効)までに受講申込書などの書類を記入し、区役所

Table with 3 columns: Course, Date/Time, Venue. Includes details for '毎週水曜日午後コース' and '毎週金曜日午後コース'.

● 曜日・会場を変えて年4回募集します。

はつらつ健康教室

【日時など】 別表2のとおり
【対】 区内在住で、運動機能などの生活機能が低下している65歳以上の方(要介護1～5の方を除く)

● おとしより相談センターのケアマネジメントにより、教室の受講が望ましいかどうかを個別に判断します。
【内】 問診、血圧測定実施後、体操や口腔ケア、栄養改善の講座などを行い、生活機能の改善・向上を目指します。運動指導員の指導の下、受講者の状態に合わせたトレーニング計画を作成しますので、初めての方でも安心して受講できます。

【費用】 無料
【申】 お近くのおとしより相談センター

Table with 4 columns: Course, Date/Time, Venue, Staff. Includes details for '毎週月曜日午後コース', '毎週火曜日午前コース', and '毎週土曜日午前コース'.

(※)定員に空きが次第、随時ご案内します。
● 各コースとも、3カ月間で計12回開催します(最長6カ月まで継続可)。

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ先(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

令和4年度 中央区食品衛生監視指導計画 にあなたのご意見を

区では、区民の皆さんの食の安全安心を確保するため、食品衛生法に基づき、毎年度「食品衛生監視指導計画」を定め、飲食店などの食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品衛生講習会などを効果的かつ効率的に実施しています。

令和4年度の計画の策定に当たって、皆さんのご意見、ご要望を反映した、より良い計画を策定するため、パブリックコメントを実施します。

募集期間

2月7日(月)～28日(月)

閲覧場所

中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区役所1階まごころステーション・情報公開コーナー、日本橋・月島特別出張所の他、区のホームページでもご覧になれます。

ムページでもご覧になれます。

意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、年齢、電話番号を明記して、中央区保健所の食品衛生窓口(区民意見提出手続き)からお寄せください。

意見の提出(問い合わせ)先

〒104-0044

中央区明石町12-1

中央区保健所生活衛生課食品衛生第一係

☎(3541)5939

FAX(3546)9554

✉shkanshi@city.chuo.lg.jp

トピックス



令和3年度羽根-1グランプリ

1月8日、総合スポーツセンターで「羽根-1グランプリ」が開催されました。昭和31年度から令和元年度まで「新年子ども羽根つき大会」として全区立小学校の各学年代表の児童が参加し、実施していましたが、新型コロナウイルスの感染リスク低減などのため、小学校4年生以上が参加する競技大会となりました。参加した66人の児童は、ネット際で思い切りジャンプし、強烈なスパイクを打ち込んだりと、観客の大きな拍手の中でハイレベルな熱戦を繰り広げていました。

会場

区役所8階大会議室

対象

区内在住・在勤者、その他防災に興味・関心のある方

講師

(一社)危機管理教育研究所 主席研究員、跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部教授 鍵屋 一

定員

100人(先着順)

費用

無料

申し込み方法

2月14日(月)までに、電話、はがきなどに①講演会名②氏名③住所④

電話番号⑤参加人数を記入して郵送、または区のホームページの電子申請から申し込む。

◎この講演会は、Youtubeで配信します。詳細は区のホームページをご覧ください。

◎当日は手話通訳者を配置します。

◎この講演会は「中央区民カレッジ連携講座」として、カレッジ生の方が受講した場合は単位として認定します。

☎〒104-0084

中央区築地1-1-1

防災課防災担当

☎(3546)5510

中央区防災講演会

在宅避難のすすめ

～自宅で避難生活を乗り切るためには～

首都直下地震は、いつ起きても不思議ではない状況といわれています。さらに、近年では、毎年のように日本各地で大型台風や豪雨などによる甚大な被害が発生しています。

こうした自然災害が発生しても、マンション居住者を中心に、自宅で避難生活を続ける「在宅避難」をするためには、日頃からの備えが大切です。また、マンション居住者同士や地域との連携・協力も重要です。

そこで、今回の講演会は、板橋区防災危機管理担当部長を経て、国の「避難所の役割に関する検討委員会」など、多くの防災関係委員を歴任する鍵屋一さんをお招きし、在宅避難するために重要な「自助」・「共助」の取り組みについて講演していただきます。

日時

2月16日(水)

午後6時30分～8時

(開場：午後6時)

ビル・マンションなどの管理者の皆さんへ

ウミネコの被害防止にご協力ください



▲ウミネコ成鳥

近年、日本橋地域を中心として、ウミネコの被害が広がっています。毎年4月から8月の繁殖期になると群れで飛来し、ビルの屋上などに巣を作り、産卵、繁殖して周辺に被害を及ぼします。

ウミネコは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されているため、むやみに捕獲したり、卵を採取したりすることが禁止されています。そのため、巣が作られる前の対策が重要です。

具体的な被害

- 一晩中鳴き声が響き、眠ることができない。
- ふんが落ちてきて道路などが汚れる。
- ふんや羽などで洗濯物が汚れてしまい干すことができない。

被害防止策

- 定期的に屋上を点検し、巣が作られていないか確認する。
- 緑化された場所や巣が作られそうな隙間などに防除網を設置(※)する。
- 屋上の縁にテグス(釣糸)を張り巡らせ、とどまることができないようにする。

◎巣が作られてしまった場合でも、巣に卵やひながない状態であれば撤去することが可能です。

▲ウミネコの巣・卵

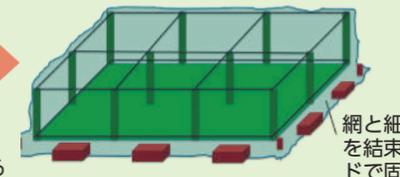
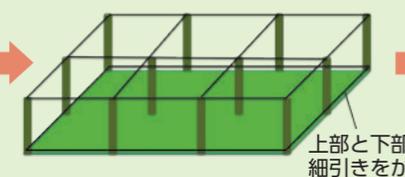
(※)簡易的な防除網の設置方法

(出典：東京都環境局自然環境部計画課)

1 防除網を設置したい箇所に園芸ポールなどを立てる。園芸ポールはブロックなどを用いて固定する。

2 園芸ポールの上部と下部にそれぞれ細いひもまたはワイヤーをかける。

3 園芸ポールにかけたひもまたはワイヤーの上から防除網をかぶせ、結束バンドなどで固定する。



ウミネコの飛来はまもなく始まります。事前の対策へのご協力をお願いします。

☎環境推進課環境活動係 (3546)5403

新型コロナ ワクチン追加接種 (3回目接種) 接種間隔の短縮について

国から示された2回目接種完了から8カ月以上の経過を待たずに追加接種できる場合の考えに基づき、本区の接種スケジュールを以下のとおり変更しました。

また、2月1日(火)からファイザー社製ワクチンを使用して開始している個別接種については、2月15日(火)からモデルナ社製ワクチンも使用して実施します。

対象者と接種間隔

65歳以上の方：2回目接種完了から6カ月以上経過後に追加接種

64歳以下の方：2回目接種完了から7カ月以上経過後に追加接種

◎詳細や最新情報は中央区新型コロナワクチン接種特設サイトをご覧ください。

☎中央区新型コロナワクチンコールセンター

☎(0120)421062

HP中央区新型コロナワクチン接種特設サイト

https://vaccine-chuocity.jp/

